平成２５年（フ）第５６８号
熊本市中央区九品寺５丁目10番33―505号　九品寺第１団地２Ｃ―１、前住所熊本市中央区国府３丁目８番69号　カーサー新水前寺102
債務者　北川　　恵
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５７４号
熊本市西区河内町野出1034番地２
債務者　村上　孝秀
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
茨城県鹿嶋市大字粟生531番地３
債務者　佐々木秀明
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５４号
茨城県鹿嶋市大字平井1175番地４郡司住宅
債務者　東城　陽介
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５７号
茨城県神栖市土合本町４丁目9823番地２県営住宅１棟103号
債務者　染谷　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４７７号
千葉県松戸市大金平５丁目423番地の１　レオパレスメイー102号
債務者　柏田　広志
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９２号
香川県丸亀市土器町西６丁目181番地　京都あすか306号
債務者　福﨑　正雄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９３号
香川県善通寺市原田町748―２　グリーンマンション305、住民票上の住所香川県丸亀市柞原町176番地２
債務者　唐戸　文子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲1540番地
債務者　井手　大輔
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１１４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲1540番地
債務者　井手千栄美
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５９９号
神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番19―701号
債務者　右京　芳文（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１４号
神戸市北区八多町吉尾683番地の12
債務者　谷山　恵三
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１６号
神戸市灘区篠原中町５丁目７番29号　清交荘１Ｆ、従前の住所神戸市灘区篠原中町５丁目７番28号　尾崎方
債務者　山本　謙治
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１９号
神戸市東灘区鴨子ヶ原１丁目11番24号　和香ハイツ107号
債務者　坂井　竹嗣
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６７号
神戸市長田区浜添通５丁目１番13号　浜添住宅101
債務者　ゲータハウスこと　重田　宗之
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第15地割69番地３
債務者　伊藤　高大
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第５２３号
仙台市宮城野区自由ケ丘５番15号　コーポ永愛友202
債務者　松山さおり（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係